

令和4年8月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和4年8月8日(月)午後2時30分～午後3時20分
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室
 3 出席委員

(1) 農業委員 14名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	8	遠地 美千代	13	土居 忠栄
3	伊与田 真哉	9	山本 官	16	岡崎 誠
5	加用 雅啓	10	芝 順子	17	尾崎 征洋
6	安藤 久徳	11	岡村 猛	18	福留 宜彦
7	谷崎 容子	12	伊勢脇 精藏		

(2) 農地利用最適化推進委員 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	5	宮地 秀之	8	竹村 光一
2	武井 健治	6	山口 昇彦		

欠席委員

(1) 農業委員 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	桑原 宏文	4	井上 靖好	14	清水 優志
15	正木 卓夫	19	畠中 温喜		

(2) 農地利用最適化推進委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	宮崎 幸一	4	岡本 尚子	7	宮地 浩

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	朝比奈 雅人	主幹	安田 晃子
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	佐川 徳和	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	柴 秀樹		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(5件)
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(3件)
 第3号議案 非農地証明書の交付について(1件)
 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について(3件)
 第5号議案 農用地利用配分計画(案)について(1件)
 第6号議案 農用地振興地域整備の計画(案)について(1件)

報告事項
 その他

◆議 長（福留会長）

只今から令和4年8月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。
まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号2番 桑原 宏文 委員、議席番号4番 井上 靖好 委員、議席番号14番 清水 優志 委員、議席番号15番 正木 卓夫 委員、議席番号19番 畠中 温喜 委員の5名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中14名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、宮崎 幸一 委員、岡本 尚子 委員、宮地 浩 委員より欠席の届出がありました。
以上で諸般の報告を終わります。

◆議 長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号16番 岡崎 誠 委員、議席番号17番 尾崎 征洋 委員 をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。

番号1。土地の表示は、具同字カヂヤタ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴46年の71歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、本人所有・リースの農機具はなく、必要な時は近所の人から借りたり、手伝ってもらったりするようです。申請地は自宅から2キロメートルの距離となっております。耕作面積は31アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地は水稻の耕作をしておりましたが、今後は譲受人が麦を作付けするか、引き続き水稻の栽培をしていく予定にしており、同じように農地として耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われまます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号2。土地の表示は、佐岡字イイナデン 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業歴60年の84歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機を所有しているとのこと。申請地は自宅から300メートルほどの距離となっております。耕作面積は75アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地の現況は休耕地となっておりますが、今後は譲受人が田として耕作していくということですので、

周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして、番号3と番号4につきましては、譲受人が同じですのでまとめて説明させていただきます。土地の表示は、鍋島字上新川 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業歴1年の37歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴40年の父の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、管理機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約10キロメートルの距離となっております。耕作面積は30アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、番号3については現在きれいな更地ですが、春頃からブシュカンの植え付けのため苗木の手配等は済んでおります。なお、番号4については既にブシュカンの苗木の植え付けが済んでおり、今後も引き続きブシュカン育てていくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

○続きまして、番号5。土地の表示は、竹島字長山 以下議案書記載のとおりです。申請理由は賃貸借で、申請者についても議案書記載のとおりです。申請地はあぐりっこ内の研修農地で4区画に分かれており、4区画のうち2区画の各1,500㎡、あわせて3,000㎡については予定も含めて新規就農者へ貸借済みとなっております。残りの2区画についてですが、四万十市が研修目的で使用するという事です。今回、農地法第3条賃貸借により所有者である西村氏と四万十市が賃貸借契約を結ぶもので、期間については令和4年8月8日から令和7年3月31日までとしています。

農地法施行令第2条第1項ロ（地方公共団体がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共の用に供すると認められること。）により、借り受けが可能ということであります。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

1番の関係委員の正木委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

○ 推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

場所はよく知っている所です、特に問題はないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

東山の尾崎です。2番について意見を発表させていただきます。7月27日、申請地、現保有地の状況確認・観察並びに本人に会い内容確認を行いました。既に保有している農地、主に稲作をしているそうです。今回取得する農地も稲作をするつもりだそうです。その他調査確認事項について全て問題のない状況でした。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

特に問題はないと思います。

◆議長（福留会長）

続きまして、3番・4番・5番の関係委員の畠中委員及び宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。

番号1。土地の表示は、西土佐江川崎字茶屋ヶ駄場 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。7月27日、事務局で現地に向かい、江川崎地区担当の桑原委員・竹村推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、駐車場利用とするものです。場所については、江川崎駅より南に50mほどに位置する農地で、北・東・南側は宅地、西側は農地ですが、所有者から転用についての同意を得ています。雨水については敷地内に自然浸透させる

ため、周辺農地への影響はないものと思われます。申請地については、平成 29 年 5 月に相続で取得した土地ですが、転用手続きを経ずに一部舗装がなされており顛末書付きでの申請となっております。

申請地は江川崎駅から 300m 以内にある農地で第 3 種農地となり、転用が許可できる土地ということでありませ

す。
続きまして、番号 2。土地の表示は、中村丸の内 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。7 月 28 日、会長と事務局で現地に向かい、中村地区担当の岡崎委員と宮地推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの 3、4 ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、建設機械の駐車場にするものです。場所については、後川自動車より北西に 50m ほどに位置する農地で、周辺に農地はなく影響はないものと思われます。雨水については自然浸透、駐車場のため生活排水は発生しません。

申請地は第 1 種、第 2 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地で、第 3 種農地に立地が困難と認められる場合には転用が許可できる土地ということでもあります。以上です。

○
続きまして、番号 3。土地の表示は、具同字西行近 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。7 月 27 日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と、宮地推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの 5、6 ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、建設機械の駐車場にするものです。場所については、乾佛具店より南西に 200m ほどに位置する農地で、周辺に農地はなく他の農地に及ぼす影響はないものと思われます。

申請地は第 1 種、第 2 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地で、第 3 種農地に立地が困難と認められる場合には転用が許可できる土地ということでもあります。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

○ 1 番の関係委員の桑原委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

推進委員から、意見などはございませんか？

◇竹村委員 (江川崎地区担当)

8 区担当竹村です。27 日に現地の確認、立会いをいたしました。特に問題はないと思います。以上です。

◆議 長 (福留会長)

続きまして、「2 番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 16 番 岡崎委員 (中村地区担当)

議席番号 16 番、中村地区担当の岡崎です。7月 27 日、10 時 15 分から 10 分間、会長、事務局、宮地推進委員、申請代理人と現地を確認いたしました。現地は、空き家と畑となっており近くの建設業者が整地して資材置場、重機置場の駐車場として使用する予定であるということであります。全く問題ありません。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

7月 27 日に事務局と会長、岡崎委員と一緒に現地確認しました。特に問題はないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、3 番の関係委員の正木委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

○推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

こちらも 7月 27 日に事務局、会長、正木委員と一緒に現地確認しました。特に問題はないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請進達について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第 5 条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第 3 号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたしま

す。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。

番号1。土地の表示は、中村丸の内 以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。7月27日に会長と事務局で現地に向かい、中村地区担当の岡崎委員と宮地推進委員及び申請者代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット7、8ページをご覧ください。現地は耕作放棄する前はイモ類を作付けしていたようですが、約30年前から山林となっている状況です。また、申請者は財産整理のため申請地を売買する予定にしております。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に山林となっており、現在に至っています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われれます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

議席番号16番、中村地区担当の岡崎です。7月27日の10時10分頃から15分の間、会長、事務局、宮地推進委員と申請代理人の西川行政書士と現地を確認しました。現地は、雑木林、山林化しており元に戻すことは出来ないと思いました。以上のことから、非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過している農地であり、農地への復旧は困難な土地と判断しましたので、非農地証明について適当であると考えております。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

7月27日に事務局、会長、岡崎委員と一緒に現地確認しました。こちらの土地は先ほどの2号議案の番号2のすぐ隣の土地ですが、今岡崎委員が言われたとおり山林になってしまして農地に戻すことは困難だと思います。非農地証明の交付は適当だと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。なお、3番については山本委員に係る案件ですので、先に1番・2番の審議、採決を行います。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は5ページ、農用地利用集積計画書（案）は6ページになります。

それでは1番について説明いたします。借受人は西土佐奥屋内地区において、水稻とユズの栽培を予定している農事組合法人です。今回の申請は新規の申請です。貸付人は2名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの9ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定となっております。賃貸借期間は貸付ける農地により令和4年8月8日から令和6年12月31日までの2年4ヶ月と令和4年8月8日から令和14年8月7日までの10年間となっております。

それでは2番について説明いたします。借受人は竹島地区において、トマトの栽培を予定している認定新規就農者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの10ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。使用貸借期間は令和4年8月8日から令和7年8月7日までの3年間となっております。

1番と2番についての説明は以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号13番 土居委員（奥屋内地区ほか担当）

議席番号13番、岩間から黒尊地区担当の土居です。1番について説明します。8月2日、山口推進委員と申請地の状況確認及び借受人の聞き取りを行いました。申請地の状況は畑と田となっており、ユズと水稻を作付けしております。借受人は営農組合の代表であり、主に水稻を耕作しております。今回借り受けしようとする農地についても同じ作物を耕作していくとのことで、周辺の農地に影響はありません。また、借受人は農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められ、必要な農作業に常時従事すると認められます。以上のことから、農用地利用集積計画（案）については適当であると考えます。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇山口委員（奥屋内地区ほか担当）

6区担当山口です。土居委員から説明があったように、8月2日現地確認に行つて来ました。貸付人とも直接会つて話を聞いてきました。適当であると思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、2番の関係委員の畠中委員及び宮崎推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農地利用集積計画（案）の1番・2番について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地利用集積計画（案）の1番・2番について、これを適当と認め答申することといたします。

続きまして、「3番の関係委員」をお願いします。

なお、農地の受け手である田野川甲営農組合の関係者ですので、山本委員は退室をお願いいたします。

～～～ 山本委員退室 ～～～

◆議 長（福留会長）

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは3番について説明いたします。この案件は借受人が高知県農業公社です。農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。借受人は高知県農業公社で、貸付人は2人、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの11ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は使用貸借権の設定となっております。使用貸借期間は令和4年8月9日から令和9年8月8日までの5年間となっております。以上です。

○議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

なお、この案件については山本委員に係るものであり、農業委員の意見は省略します。

推進委員から意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

7月30日に現地を確認いたしました。現地では営農組合の倉庫において、組合長はじめ3人の職員、合計4名が稲刈りの事前準備作業をしております。そこで組合長にいろいろ話を聞きました。この案件は先ほど事務局から説明がありましたように、農業公社との関係のものでございまして、5年の貸借期間が経過してきましたので再契約ということの案件事業でございまして、問題はないと判断しております。なお、その圃場では稲刈りの状況になっているということでございます。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積計画（案）の3番について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）の3番について、これを適当と認め答申することといたします。

続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第5号議案の農用地利用配分計画（案）について説明いたします。議案書は、7ページになります。

本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。

それでは、議案書の8ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。場所は議案書記載のとおりです。

1番、右側の貸付先ですが、四万十市田野川甲の農事組合法人に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの11ページ及び前のスクリーンをご覧ください。1番の農業者が選定された理由につきましては、9ページの借受選定理由書をご覧ください。

農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借受選定理由書です。

対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上位のものが最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

なお、この案件については山本委員に係るものであり、農業委員の意見は省略します。

○推進委員から意見から意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

特別ございません。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用配分計画（案）について、採決いたします。原

案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）について、これを適当と認め答申することといたします。

山本委員は入室してください。

～～～ 山本委員入室 ～～～

◆議長（福留会長）

続きまして、第6号議案 農業振興地域整備計画の変更（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第6号議案。市長より諮問のありました、四万十市農業振興地域整備計画の農用地区域、いわゆる農振農用地の変更案について説明いたします。農振農用地の変更の際には農業委員会総会に諮ることとなっておりますので、ご審議のほど宜しくお願いします。

議案書は10ページ、土地一覧については11ページになります。農振農用地からの除外は1件となっております。

番号1。四万十市がヘリコプター離着陸場を整備するための除外です。除外対象地は、四万十市西土佐江川字川成4865番で、登記地目、現況ともに田となっております。

以上、農振法（※農業振興地域の整備に関する法律）の除外要件を満たしており、農振農用地からの除外は適当と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号6番 安藤委員（西土佐本村地区ほか担当）

西土佐江川担当の安藤です。先日、竹村推進委員と現地の確認に行ってきました。現在申請地には露地のナスが栽培されています。北東側と南西側も田んぼになっていますが、そこはヘリポートとして整備されても農道と用水路が確保されるので問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から意見などはございませんか？

◇竹村委員（西土佐宮地地区ほか担当）

先日3日に現地を確認しました。特に問題はございません。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第6号議案 農業振興地域整備計画の変更（案）について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農業振興地域整備計画の変更（案）について、これを適当と認め答申することといたします。

◆議長（福留会長）

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。

○事務局

農地形状変更届出書の提出が1件ありましたので、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

お手元に配布しております別紙の「報告事項 農地形状変更について」をご覧ください。

形状変更につきましては、本市の農地形状変更指導要領第5条第2項の規定により、届出書の提出があった場合、書類審査及び現地調査を行ったうえで、届出者に結果を通知し、農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日報告するものです。

番号1。土地の表示は、森沢字メイダ、以下届出人、届出事由等は報告事項記載のとおりです。7月27日に事務局、東中筋地区担当の清水委員および岡本推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレット12ページをご覧ください。現地は農道から数十センチ低く、畑として利用するには不便であるため、今回道路と同じ高さまでかさ上げするものです。なお、届出より前に埋め立てを行っていたため、始末書付きでの申請となっております。今回の申請以前にも始末書付きでの4条許可申請がされていたこともあり、申請者に対して担当委員及び推進委員から農地の取扱いについて、より慎重にするよう嚴重注意をしました。隣地農地所有者の同意は得ており、形状変更後はこれまでどおり畑として耕作の用に供することを確認しております。

以上のことから、農地形状変更指導要領第3条の各号の基準に全て適合すると判断し、届出者に対し令和4年8月2日付で形状変更同意通知書を交付しましたので、ご報告いたします。

なお、工事完了後は農地形状変更指導要領第7条第2項の規定により、再度現地確認をすることとしております。以上です。

◆議 長 (福留会長)

以上で、事務局からの報告が終わりました。

続きまして、その他についてですが、委員の皆様から何かございませんか。

◇議席番号8番 遠地委員(藤ノ川地区担当)

「こうち農業委員会女性ネットワーク第7回総会及び研修会」が8月2日にありましたので、その報告をさせていただきます。形態はオンラインで当日会場に参加されたのは10人程度でしたが、特に報告したいことは、研修の方で黒潮町の食育の取り組みというのを聞かせていただきました。既にご存知の方もいらっしゃると思いますが、地域の食材を使った長巻寿司を作ることを通しての食育、子供たちに食の安全とか地元野菜の美味しさを伝えていまして、その取り組みをされたのが女性として初めて農業委員になったカネコタカコさんという方が1人で取り組まれたのが始まりだということですが、それが一つ見える化なんですけど、素晴らしいなと思って頭が下がる思いでした。それから、その見える化については以前もこの会でどうですかという問いかけをさせていただきましたが、荒廃農地を農業委員が耕してコスモスを植えたら、そこに見物というか通りがかりにも見たりとかされて、反響を呼んでるということでした。前に清水の方も自分たち農業委員が農地を改良して綺麗になると誰かが貸してほしいということと言われて農家に転貸したということはお聞きしたことはありましたので、できればそういう荒廃農地を減らしていけたらなという思いが致しました。

それから、もう1つは、農地プランの座談会が終わったとこだと思いますが、その先進一例ということで、長野県の松川町の発表を聞かせていただいたんですけども、松川町は4つくらいの区画で分けて、その1つで女性委員さんが、その辺も高台の所にある集落らしいのですが、ゆくゆく太陽光発電を設置して景観を悪くしてしまうのではないかと危惧されて、プランの座談会を開きながら営農組織としてその集落を1つにまとめて、野菜を作ったりとか荒廃しかけた所を耕して収穫祭とかをしているらしいのですが、その営農組織に色んなことがあったら相談するようになったらしいです。それでその農家の皆さんも色んな相談ができる所ができたので取り組みやすいということだそうです。その地域自体にすごく活気が出てきたということでした。そのプランの話し合いにつきましては、今四万十市が取り組んでいるような感じでした。色んな方式をとられていて、自分たちの思いをメモにして張り付けていって、そこから最終的なプランを立ち上げたということでした。以上です。

◆議 長 (福留会長)

ありがとうございました。

続きまして、事務局何かございませんか。

○事務局

お手元にお配りしている、令和4年農地パトロール関係ということでのお知らせの文章でございます。去年も一度調査関係をしていただいておりますが、要領は大体分かっているかと思っております。お手元にお配りしているのは、依頼の關係の文章と中身にかかわる部分、担当地区の振り分けです。去年と同じで、変えておりません。ご自分の実施する担当範囲を確認いただきまして、実際現場で見てもらおう航空写真的な資料は後日各委員宛にお届けするように郵送いたします。よろしくお願いたします。簡単ですが、以上です。

◆議長（福留会長）

以上で、事務局からの説明が終わりました。

最後に、その他委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。



四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 4 年 8 月 8 日

議長 福留宣彦

署名委員 岡崎誠

署名委員 尾崎征洋